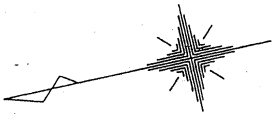


69号宅地

配置基準図

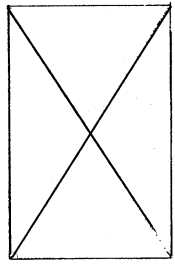
S=1/100

69



S=1:100

隣地



※2 1000

※2 1000

※2 1000

※1 1500

※1 4500

隣地

緑地

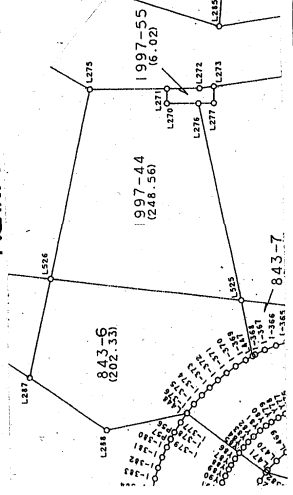
市道朝田ヒルズ
4号線

雨水

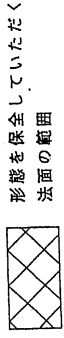
※2 1000

※2 1000

市道朝田ヒルズ1号線



凡例
--- 部分は法面に擁壁等を設置された場合の建築可能範囲を示します



隣地

形態を保全していただく
法面の範囲

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について、住宅課担当職員にお問い合わせください。

図番 (22) 1997-44					
N.O.	標高	X	Y	辺長	面積NO.
L525	1155.022	661.657	16.645	L525	
L526	1155.022	661.657	9.250	L287	
L287	1156.950	652.619	8.518	L288	
L288	1149.944	647.832	7.532	L448	
L448	1142.557	649.304	0.038	L376	
L376	1141.909	650.109	1.079	L374	
L374	1141.161	650.906	0.995	L373	
L373	1140.454	651.586	1.024	L372	
L372	1139.692	652.270	1.035	L371	
L371	1138.869	652.923	1.031	L370	
L370	1138.048	653.516	1.085	L369	
L369	1137.112	654.068	0.755	L447	
L447	1136.450	654.430	5.217	L525	
各面積	497.137318	面積	248.556	㎡	

図番 (0) 843-6					
N.O.	標高	X	Y	辺長	面積NO.
L525	1137.507	659.539	17.643	L526	
L526	1155.022	661.657	9.250	L287	
L287	1156.950	652.619	8.518	L288	
L288	1149.944	647.832	7.532	L448	
L448	1142.557	649.304	0.038	L376	
L376	1141.909	650.109	1.079	L374	
L374	1141.161	650.906	0.995	L373	
L373	1140.454	651.586	1.024	L372	
L372	1139.692	652.270	1.035	L371	
L371	1138.869	652.923	1.031	L370	
L370	1138.048	653.516	1.085	L369	
L369	1137.112	654.068	0.755	L447	
L447	1136.450	654.430	5.217	L525	
各面積	1404.671155	面積	202.335	㎡	

配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

＜建物配置に関する基準＞

1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。

（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大ききの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース

例) 中2階を持つ住宅

高床式又は階の高さが通常より高い住宅

3階建て住宅

・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース

例) 急勾配の屋根を持つ住宅

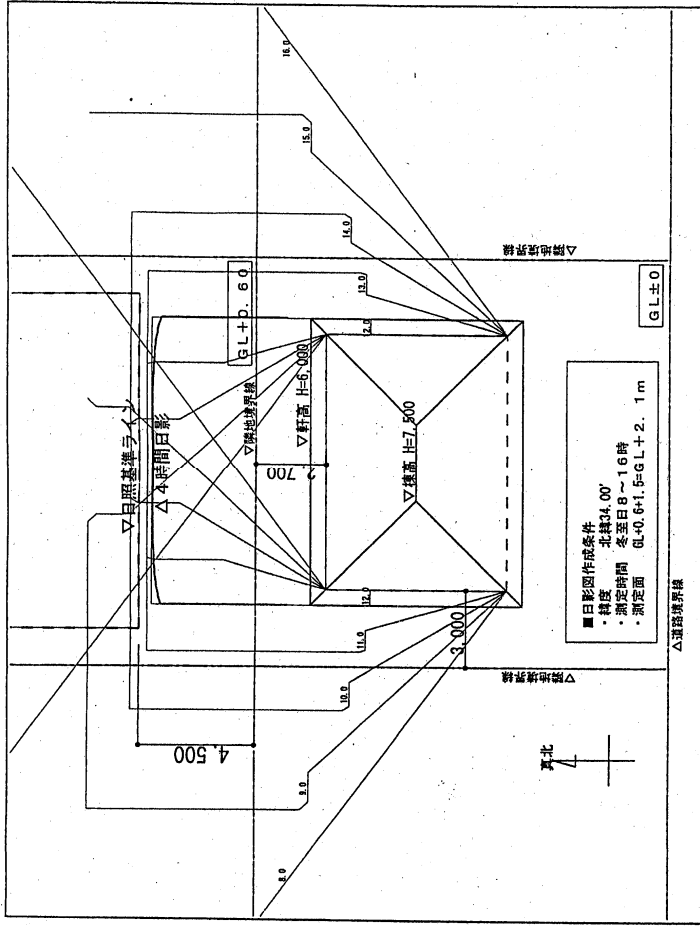
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

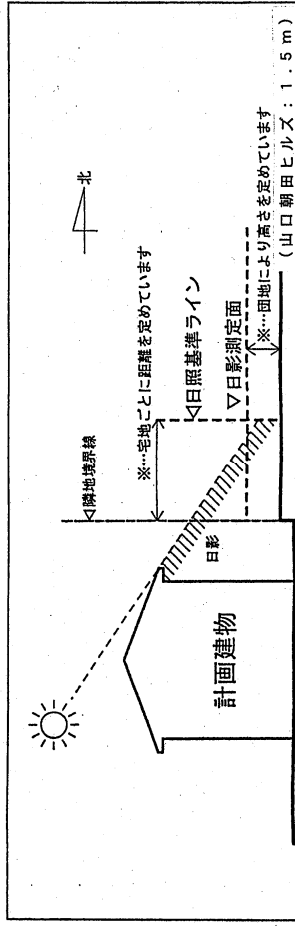
例) 東西の開口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

＜日影図作成例＞



＜日影測定面（断面図）＞



※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。
【問い合わせ先】 山口県住宅課 TEL.083-933-3874